



2020年3月31日

自然災害時支援特約付住宅ローン【約定返済補償型】の取扱開始について ～「千葉・横浜パートナーシップ」連携施策【Vol.8】～

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行（頭取 大矢 恭好）との業務提携「千葉・横浜パートナーシップ」に基づく連携施策として、2020年4月1日（水）より、自然災害時支援特約付住宅ローン【約定返済補償型】の取扱いを開始します。

東日本大震災や令和元年房総半島台風（台風第15号）、東日本台風（台風第19号）の発生などにより、近年、防災や発災時の備えに対する社会の関心が高まるなか、両行は従来の保険特約では補償されない自然災害のリスクに対応した住宅ローン商品の導入を検討してまいりました。

今回当行が取扱う商品には、対象となる自然災害で罹災した場合に、融資対象物件が全壊・大規模半壊・半壊のいずれかに該当すると、最大24回、毎月の住宅ローン返済額を払い戻しする特約が付いています。住宅ローン適用金利+0.1%でご利用いただくことができ、本商品を住宅ローンのラインアップに加えることでお客さまの幅広いニーズに対応してまいります。

本商品の詳細は別紙のとおりです。

両行は、サイクルイベントなどをつうじて被災地の復興支援にも共同で取り組んでおり、今後もさまざまな連携により、お客さまの利便性向上や地域社会のさらなる発展に貢献してまいります。

以 上

自然災害時 支援特約付住宅ローン

【約定返済補償型】

ご自宅が**所定の自然災害**により
全壊、大規模半壊または半壊となった場合
最大24回(2年)、毎月の住宅ローン返済額を
払い戻しします!



❓ 所定の自然災害とは?



水災 風災 ひょう災 雪災 落雷

% ご融資利率

対象商品のご融資利率に対し、**+0.1%**

たとえば、2,000万円を金利年1.0%で35年お借り入れの場合

金利年1.0% 月返済額 56,457円

+0.1%

金利年1.1% 月返済額 57,394円

追加負担額は毎月937円!

☒ 払い戻し内容

全壊

大規模
半壊

半壊

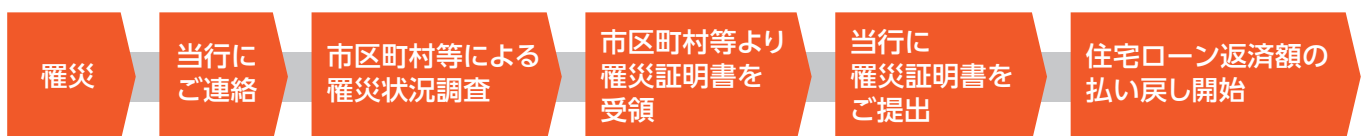
最大24回(2年)の毎月の
住宅ローン返済額を払い戻します

罹災証明書のご提出が必要です

【罹災状況の程度の目安】

	全壊 全焼・全焼失を含む	大規模半壊	半壊
建物の主要部分 の損失割合	50%以上	40%~50%未満	20%~40%未満

📄 罹災時のお手続きの流れ



罹災日から2年後の応当日までに罹災証明書をご提出ください

自然災害時支援特約付住宅ローン【約定返済補償型】 商品概要

以下による他は、「ちばぎん“選べる”住宅ローン“ベストチョイス21”」の制度内容に準じます。詳しくは当行窓口にお問い合わせください。

対象となるローン	千葉銀行で新たにご契約される住宅ローンで、資金使途に申込人が居住するための建物取得(購入・建築・増改築)資金を含んでいること。 ※具体的には申込人が居住するための住宅に係る次の資金 1.住宅建築資金 2.土地付住宅購入資金(中古物件を含む) 3.マンション等の集合住宅購入資金(中古物件を含む) 4.増築・改築資金 5.他金融機関からの住宅関連融資の借換資金(当初借入の使途が上記1～4を含んでいること)
対象となる物件	1982年(昭和57年)1月1日以降に建築された物件であること。 住宅ローンの融資対象物件であること。 住宅ローンの借主となるお客さまご本人が居住する物件であること。
ご融資利率	対象となる住宅ローンのご融資利率に対し、0.1%が加算されます。 ※各種金利プランも合わせてご利用いただけますが、その場合も上記金利を上乗せさせていただきます。
払い戻しの内容	ご融資対象物件であるご自宅が、自然災害(水災・風災・ひょう災・雪災または落雷を直接もしくは間接の原因とする火災・損壊・埋没または流失)に罹災した場合に、その罹災の程度に応じて住宅ローンの約定返済額を一部払い戻しいたします。 ※自然災害により対象物件が罹災した事実や罹災の程度は、お客さまが千葉銀行にご提出いただく罹災証明書(お客さまが罹災状況を市区町村等に申請し、その罹災状況を公的に証明した書類)にて確認させていただきます。
払い戻しの期間	罹災日以降最初に到来する約定返済日を起点とし、罹災の程度に応じた下記回数の約定返済が終了するまでの期間です。 「全壊」 } いずれも24回 「大規模半壊」 } 「半壊」 } ※市区町村等が発行する罹災証明書にて罹災の程度を確認させていただきます。 ※一部損壊は払い戻しの対象外です。 ※罹災した後、払い戻し期間中に約定返済を延滞している場合でも、上記の回数の約定返済相当額が払い戻しされますが、延滞となっている約定返済は、遅延損害金を加えてのご返済が必要となります。 ※罹災日から住宅ローン完済日までの約定返済回数が上記回数に満たない場合は、罹災日から住宅ローン完済日までの期間とします。
払い戻しの金額	払い戻し期間中の約定返済額(元金および約定利息)相当額となります。ただし、以下の制限があります。 ○払い戻し金額の1か月当たりの上限は、罹災日時点の毎月返済部分の次回約定返済額が上限となります。ボーナス増額返済部分については、罹災日時点のボーナス増額返済部分の次回約定返済額(確定していない場合は、直前のボーナス増額返済部分の約定返済額)が上限となります。 ○繰上返済や適用金利変更、返済額見直し等いかなる約定返済額変更であっても、払い戻し金額は上記の上限が適用され、増額はされません。 ○約定返済額が罹災日時点の次回約定返済額より減額された場合は、減額された後の約定返済額が払い戻しされます。 ○一部繰上返済等、随時のご返済は払い戻しの対象とはなりません。 ○遅延損害金は、払い戻しの対象とはなりません。 ○複数回罹災し、払い戻し期間が重複する場合は、住宅ローンの約定返済額が重複して払い戻されることはありません。
払い戻しの方法	住宅ローンの約定返済を停止するものではなく、ローン契約に基づき約定返済を行っていただいた後に、所定の約定返済額相当額をお客さまの返済用預金口座へ払い戻す形式となります。 ○罹災証明書ご提出日の翌月の銀行所定日に、罹災日以降すでにご返済済みの約定返済額(元金および約定利息)相当額を一括してお客さまの返済用預金口座へ払い戻します。ただし、場合により、翌々月の当行所定日に一括して払い戻すこともあります。 ○罹災証明書ご提出日以降、払い戻し期間が残る場合は、一括して払い戻した期間分を差し引いた残りの払い戻し期間分について、一か月ごとに、払い戻し対象となる約定返済日の属する月の翌月の銀行所定日に返済用預金口座へ払い戻します。 ○罹災日から住宅ローン完済までの期間が、払い戻し期間に満たない場合は、完済日までの約定返済額を払い戻します。
払い戻しされた金額への課税について	本特約に基づき払い戻しされた金額は、金利の上乗せ負担分を必要経費として控除し、雑所得として課税されます。 払い戻しされた場合には確定申告が必要となります。 確定申告、税制の変更等を含む本特約に関する課税上の取扱いについて、詳しくは税務署・税理士等へお問い合わせください。
本特約が適用されない場合	○自然災害を直接または間接の原因としないご自宅の罹災(例:失火による火災等) ○本特約の締結前または本特約の解約もしくは失効後罹災した場合 ○罹災日前後にかかわらず、住宅ローン契約上の一切の債務について期限の利益を喪失した場合 ○罹災日時点で住宅ローンの約定返済を延滞している場合 ○払い戻しを行うことが公序良俗に反する場合 ○自然災害時支援特約付住宅ローン払い戻し申請書または罹災証明書その他必要な書類に故意に不実のことを記載した場合または書類を偽造もしくは変造した場合 ○市区町村等から罹災証明書が発行されない場合、または正当な理由なく、発行された罹災証明書を罹災日から2年後の応当日までに行方不明で提出いただけない場合 ○本特約に基づく払い戻しを受けるために、お客さま、またはお客さま以外の第三者(払い戻しの全部または一部の適用を受ける法定相続人等)の故意、もしくは重大な過失によって損害が生じた場合または法令違反があった場合 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により被害に遭った場合 ○核燃料物質(使用済燃料を含む)または、核燃料物質によって汚染されたもの(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故により被害に遭った場合 ○地震・噴火・津波を直接もしくは間接の原因とするご自宅の罹災
本特約の失効	○本特約の継続・維持が困難となる事由が生じた場合、本特約が失効することがあります。 ○当行は本特約の継続・維持が困難と判断する日を失効日として定め、失効日の30日前までを目安に、お客さまのお届けの住所宛に書面にて通知いたします。 ○失効日翌日以降、本特約に基づくご融資利率の上乗せ(年0.1%)は行いません。なお、それまで上乗せしていた分のお利息はお返ししません。 ○失効日以前に罹災し、解約後も払い戻し期間が残る場合には、所定の回数分が払い戻しされます。
本特約の解約	○お客さまより所定の方法にて本特約を解約する旨の申出があった場合、本特約を解約する変更契約を締結します。変更契約を締結した日の次回約定日に解約となります。 ○解約日翌日以降、本特約に基づくご融資利率の上乗せ(+0.1%)は行いません。なお、それまで上乗せしていた分のお利息はお返ししません。 ○解約日以前に罹災し、解約後も払い戻し期間が残る場合には、所定の回数分が払い戻しされます。
本特約にかかるその他留意事項	○本特約は、所定の自然災害発生時の融資対象物件の罹災の程度によって、所定の約定返済額相当額を払い戻すものであり、以降の返済額を全て払い戻したり、約定返済を停止するものではありません。返済用預金口座の残高が不足すると、約定返済が不能となり、延滞となるので、返済資金の入金等に注意が必要となります。 ○罹災証明書をご提出いただいた後、払い戻しの実施までには一定の期間が必要となります。 ○罹災日以降最初に到来する約定返済日を起点とし、罹災の程度に応じた回数の約定返済が終了するまでの期間を払い戻し期間とします。罹災日から住宅ローン完済日までの約定返済回数が所定に満たない場合は、罹災日から住宅ローン完済日までの期間に限り、払い戻しとなります。 ○払い戻し金額は、払い戻し期間中の約定返済額(元金および約定利息)相当額となります。ただし、約定返済1回あたりの払い戻し金額には上限がありますので、実際の約定返済額と必ずしも一致するものではありません。 ○罹災した後、払い戻しの対象となる約定返済を延滞している場合であっても、約定返済額(元金および約定利息)相当額が払い戻しされますが、延滞となっている約定返済は、遅延損害金を加えてのご返済が必要となります。 ○本特約付住宅ローンの一部または全部を繰上返済した場合でも、解約返戻金はありません。 ○本チラシの記載事項以外にも留意いただきたい事項がございます。当行の本店にご用意しております「自然災害時支援特約付住宅ローン【約定返済補償型】商品説明書」についてご理解いただいたうえでのご契約が必要となります。

2020年4月現在

○お申込みに際しては、当行所定の審査があります。結果によっては、ご希望に添い兼ねる場合がありますのでご了承ください。
○商品内容の詳細については、お近くの窓口までお問い合わせください。